

# 宮城県PTA連合会規約

## 第一章 総 則

(名称)

第1条 この会は宮城県PTA連合会と称する。

(事務所)

第2条 この会は事務局を宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目5番1号宮城県青年会館内に置く。

(目的)

第3条 この会は、相互扶助の精神をもってPTA活動を推進するとともに会員の福祉の向上を目指し、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

## 第二章 事 業

(方針)

第4条 この会の事業を推進する上での方針は、次のとおりとする。

- (1) この会は、教育を本旨とする民主団体として不偏不党、自主独立の性格を堅持する。
- (2) この会と目的を同じくする他の団体及び機関の活動に協力する。
- (3) この会を構成する団体及び個人の自主性を尊重する。

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 児童生徒の安全や健全育成に関する活動
- (2) 優良PTA及び善行篤行児童生徒の表彰
- (3) PTA活動に関する研究大会及び研修会の開催
- (4) 教育及びPTA活動に関する調査研究及び広報活動
- (5) 児童生徒及び会員の福祉増進にかかわる業務
- (6) 会員相互の互助給付に関する事業
- (7) 関係機関及び団体との連絡提携
- (8) その他、この会の目的達成に必要な事項

## 第三章 組 織 及 び 会 員

(組織及び会員)

第6条 この会は、正会員として公益社団法人日本PTA全国協議会に加入する。

- 2 この会は地区別に組織された小学校及び中学校のPTA 連合体（以下地区別連合体と言う）をもって組織し、会員は次のとおりとする。
  - (1) 会 員 宮城県内（仙台市を除く）の小学校及び中学校に通学する生徒、児童の保護者並びに教職員

- (2) 準会員 安全互助事業に限り,宮城県内の幼稚園及び特別支援学校PTA会員で,事業の趣旨に賛同し所定の入会手続をした者

## 第四章 役員及び職員

(役員及び資格要件)

第7条 この会に,次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 7名 (小・中学校長会代表各1名,財務担当1名を含む)
- (3) 常任理事 4名
- (4) 理 事 理事定数については別に定める
- (5) 監 事 3名

2 前項の役員は,第6条第1号で定める会員でなければならない

(役員を選任)

第8条 前条の役員のうち会長,副会長,監事は別に定める役員候補者推薦委員会において推薦し,代議員会の承認を得るものとする。

- 2 常任理事は,理事または理事を経験した者の中から会長が委嘱する。ただし,会長が認めた場合はこの限りではない。
- 3 理事は,地区別連合体を代表する者及び会長委嘱の理事をもってあてる。
- 4 常任理事及び理事並びに監事に欠員が生じたときは,理事会において後任者を選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし,補欠により選任された役員は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。ただし,会長,副会長の通算期間は6年を限度とする。
- 3 監事は通算3年を限度とする。

(役員職務)

第10条 会長は,会務を統理し,この会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し,会長事故あるときは,あらかじめ会長が指名した副会長がこれを代理する。
- 3 副会長のうち,財務担当はこの会の会計をつかさどる。
- 4 常任理事は,各専門委員会の委員長を務める。
- 5 理事は,重要事項について審議するとともに,会の運営にあたる。

(監事職務)

第11条 監事は,この会の業務執行及び財産状況を監査する。

- 2 定期監査は会計年度の間及び期末について行う。ただし,監事が必要と認める場合は,臨時に監査することができる。
- 3 前項の監査の結果は理事会及び代議員会で報告しなければならない。
- 4 監事は監査の結果,業務執行及び財産状況に是正が必要と認めた場合は,理事会及び代議員会において具申できることとする。

5 監事は、業務執行及び財産状況について、この会の規約、規程から大きく逸脱する事実があった場合は、理事会または代議員会に報告しなければならない。

6 前項の報告をするため必要があるときは、理事会または代議員会を招集することができる。

(事務局職員)

第12条 この会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 職員の服務及び給与については、別に定める。

## 第五章 顧 問

(顧問)

第13条 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べる  
ことができる。顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

## 第六章 会 議

(会議の種別)

第14条 この会の会議は、代議員会、理事会、常任理事会及び正副会長会とする。

(代議員会の種別)

第15条 代議員会は、通常代議員会及び臨時代議員会とする。

(代議員及び定数)

第16条 代議員は、地区別連合体を代表し、この会の重要事項を審議決定する。

2 代議員の定数は、地区別連合体に加入している単位PTA数及び会員数に応じて別に定める。

(代議員会の招集)

第17条 通常代議員会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に理事会の決定を受け、会長が招集する。

2 理事会が必要と認めたときは、会長が招集する。

3 前項によらず4以上の地区別連合体から会議に付すべき事案を示して代議員会の開催要求があったときは、30日以内に会長が臨時代議員会を招集しなければならない。

4 代議員会の招集は、少なくとも20日以前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(代議員会の議長)

第18条 代議員会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。

(代議員会の議決事項)

第19条 代議員会はこの規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) この会の事業計画及び収支予算についての事項

(2) この会の事業報告及び収支決算、剰余金の処分についての事項

(3) 負担金に関する事項

(4) 規約の改廃に関する事項

(5) その他この会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(代議員会の定足数)

第20条 代議員会は、地区別連合体及び代議員の半数以上の出席をもって成立し、議決は、出席代議員の過半数による。可否同数のときは議長が決する。

(議事録)

第21条 代議員会の議事録は書記が作成し、出席者2名の署名を受ける。

2 代議員会の書記及び議事録署名委員は議長が指名する。

(理事会の構成)

第22条 理事会は会長、副会長、常任理事及び理事をもって構成し、必要に応じて監事並びに顧問を加えることができる。ただし、監事及び顧問は議決に加わることはできない。

(理事会の招集)

第23条 定例の理事会は会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、4人以上の理事から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を、会長が招集しなければならない。

2 理事会の議長は会長、若しくは会長が指名した者があたる。

(理事会の定足数等)

第24条 理事会は、構成員の半数以上の出席をもって設立し、議決は、出席者の過半数による。可否同数のときは議長が決する。

2 理事はやむを得ない事由により理事会を欠席する場合は、所属する地区別連合体において当該理事に準ずる代理者を出席させることとする。

3 理事が理事会を欠席する事由が長期にわたる場合は、地区別連合体の定めるところにより後任者を選定し、その事由を付して理事会に報告しなければならない。

(理事会の議決事項)

第25条 理事会はこの規約で定めることのほか、次の事項を議決する。

- (1) 代議員会に附議すべき事項
- (2) 役員を選任についての事項
- (3) 代議員会から付託された事項
- (4) 補正予算についての事項
- (5) 諸規程の制定、変更及び廃止についての事項
- (6) その他この会の運営に必要と認められる事項

(常任理事会及び正副会長会)

第26条 常任理事会及び正副会長会は、会長が招集し、議長には会長、若しくは会長が指名した者があたる。

2 常任理事会及び正副会長会は、理事会より付託された事項について審議し施行する。

3 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

4 正副会長会は、会長、副会長をもって構成する。

## 第七章 委 員 会

(専門委員会)

第27条 この会に次の委員会を置く。

- (1) 総務財政委員会
  - (2) 成人教育委員会
  - (3) 調査広報委員会
  - (4) 健全育成委員会
- 2 前項の委員会の所掌事項は別に定める。
  - 3 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(安全互助事業委員会)

第28条 この会の安全互助事業の運営に関し、推進委員会を置く。

- 2 前項の委員会の所掌事項は別に定める。
- 3 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(特別委員会)

第29条 この会の事業を遂行するために必要のある時は、理事会の議決を経て、特別委員会を置くことができる。

- 2 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

## 第八章 会 計

(会計の種別)

第30条 この会に、宮城県PTA連合会一般会計のほか必要に応じ特別会計を置く。

(一般会計)

第31条 この会の経費は、単位PTAの負担金及び寄付金その他の収入をもってあてる。

- 2 負担金の算定及び徴収方法については、別に定める。
- 3 安全互助給付にかかる収支内訳は別に計算書を作成し、この規約で定める必要な会議に提示する。

(特別会計)

第32条 特殊な事業に要する費用は、これを特別会計とし、別に予算を編成することができる。

- 2 特別予算は、その目的及び予算規模について代議員会の承認を得るとともに、運用については理事会の承認を得て別に定める。

(基金)

第33条 この会の目的達成及び運営に必要なときは、その基金を置くことができる。

- 2 必要な基金及びその運用に関する事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(補正予算)

第34条 この会の経理は代議員会で議決された予算に基づいて行う。ただし、必要が生じた補正予算は理事会の承認を得なければならない。

(費用弁償)

第35条 この会の役員並びに会議出席者の費用弁償は別に定める。

(会計年度)

第36条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり,翌年3月31日に終わる。

## 第九章 委 任

第37条 この規約に定めるもののほかに,会の運営に関して必要な事項は規程で定める。

### 付 則

(施行期間)

この規約は,昭和23年5月15日から施行する。

(規程内名称)

各規程内において「規約」とあるのは,宮城県PTA連合会規約とする。

各規程内における本会の名称は県P連とする。

### 改 正 沿 革

昭和23年5月15日 制定

平成18年6月 3日 改正

平成21年6月 6日 改正

平成22年6月 5日 改正

平成23年6月 4日 改正

平成29年5月27日 改正

# 宮城県PTA連合会規程

## 1 負担金に関する規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第31条第2項で定める負担金について定める。
- 第2条 単位PTAにおける負担金算定方式は、200円に、毎年5月1日現在の単位PTAの小・中学校児童生徒在籍数に0.9を乗じた金額と、1単位PTA当たり2,000円とする。ただし、10円未満は切上げとする。
- 第3条 負担金は、所定の金額を単位PTAの引落とし希望日に引落す。会費の残金は、9月末日までに納入することとする。

## 2 委員会規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第七章委員会で定めることのほか、必要な事項について定める。
- 第2条 規約第27条で定める専門委員会の所掌事項については次のとおりとする
- (1) 総務財政委員会  
PTAの組織、運営、財政、表彰、安全互助事業に関する事項
  - (2) 成人教育委員会  
会員の研修、生涯学習、研究大会の開催に関する事項
  - (3) 調査広報委員会  
教育一般に関する調査研究及び広報並びにインターネット委員会に関する事項
  - (4) 健全育成委員会  
児童生徒の安全対策、健全育成及び教育環境の整備促進に関する事項
- 第3条 専門委員会の委員は理事会の成員で構成し、会長が委嘱する。
- 第4条 専門委員会には、会長委嘱による委員長1名、互選による副委員長2名を置く。
- 第5条 専門委員会の委員長は、規約で定める会議において、委員会の運営状況を報告しなければならない。
- 第6条 専門委員会の委員長は、必要に応じ参考意見を得るため、委員会の構成員以外の識者を招聘することができる。
- 第7条 県P連の副会長は、各専門委員会の担当役員となる。
- 第8条 規約第28条に定める推進委員会は、安全互助事業運営全般について協議し、その推進にあたる。
- 第9条 特別委員会は会長の諮問に応じ、付託された事項について調査審議する。
- 第10条 特別委員会は、正副会長及び常任理事をもって構成し、会長がこれを委嘱する。
- 第11条 特別委員会には、会長委嘱による委員長1名、互選による副委員長1名を置く。
- 第12条 特別委員会の委員長は、必要に応じ参考意見を得るため、委員会の構成員以外の者を招聘することができる。

### 3 表彰規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第5条第2号について必要な事項を定める。
- 第2条 県P連はP T Aの向上発展及び社会教育の振興に寄与し、その功績顕著な単位P T A及び個人を会長名をもって表彰する。
- 第3条 表彰の選考については、概ね次の基準により、会長に内申するものとする。
- (1) 長年にわたり役員として又は会員として、会の向上発展のために尽し、その功績顕著なるもの
  - (2) 日常の生活態度が民主的であって、会員の範とするに足るもの
  - (3) 教育の振興に熱心であって、奉仕的精神に富むもの
  - (4) 会の運営が民主的であって、P T A本来の使命達成に務め、実績顕著なるもの（団体）
  - (5) 県P連の役員として会の発展に功績あるもの
- 第4条 表彰者の数は、次のとおりとする。
- (1) 団体 地区別連合体に加入している単位P T A数が20団体までは、1単位P T A以内とし、20団体を越える場合は、1団体から20団体まで増すごとに、1単位P T Aを加えることができる
  - (2) 個人 単位P T A1名以内とする。併設校及び分校については、別に考慮することができる。この表彰は、小・中学校を通じて1回限りとする。地区別連合体の事務長が、事務長職を退く時は感謝状を贈呈する
- 第5条 表彰の選考は、地区別連合体に委任する。ただし、本規程第3条第5号については、その役職を退く時にこれを表彰する。
- 第6条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。
- 第7条 団体表彰は、県P T A研究大会において行い、個人表彰は、地区別連合体に委任する。
- 第8条 文部科学大臣、宮城県教育委員会、日本P T A全国協議会及び東北P T A連絡協議会等からの表彰者については、選考委員会に諮って内申するものとする。
- 第9条 選考委員会は、宮城県教育庁生涯学習課より1名、会長、副会長及び事務局長をもって構成する。

### 4 児童生徒表彰規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第5条第2号のうち、児童、生徒の表彰に関する事項を定める。
- 第2条 教育の実績向上の一助として、特に顕著な善行又は篤行のある小・中学校児童生徒を、会長名をもって表彰する。
- 第3条 表彰の選考は、単位P T A・父母教師会会長の推薦により、次項の選考委員会において行う。
- 2 選考委員会は、会長、健全育成委員会担当副会長並びに健全育成委員をもって構成する。
  - 3 選考は、1月下旬までに終了するものとする。ただし、緊急の場合は、その都度対応する。
- 第4条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

## 5 役員候補者推薦委員会規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第8条の規定に基づき、役員候補者の推薦に関し必要な事項を定める。
- 第2条 推薦委員会は、各教育事務所及び地域事務所管内の各地区別連合体より1名の委員と県P連事務局長をもって構成し、代議員会（役員改選日）以前に開催する。
- 2 推薦委員は、当年度及び前年度の役員より選ぶものとする。ただし、該当者なき場合は、地区別連合体の推薦する者とする。
- 第3条 会長及び副会長候補者の資格は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、副会長または常任理事を経験している者
- (2) 副会長は、理事若しくは監事を経験している者、又は単位PTAの同意を得て地区別連合体より推薦される者。ただし、副会長「小・中学校長会代表各1名」は、小・中学校長会に推薦を依頼する。
- 第4条 監事は、会長、副会長及び理事以外の者より推薦する。
- 第5条 推薦委員は、役員の候補者になることができない。
- 第6条 推薦委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、互選により委員長を選出する。
- 第7条 会長、副会長及び監事候補者の推薦手順は次のとおりとする。
- (1) 委員長は、各委員より候補者の推薦を受ける。
- (2) 役職ごとに該当数に調整する。
- (3) 副会長及び監事は、教育事務所及び地域事務所管内を考慮して推薦する。
- 第8条 推薦委員会は、秘密会とする。

## 6 費用弁償規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第35条の規定に基づき、役員並びに会議出席者に対する費用弁償に関し必要な事項を定める。
- 第2条 この会の用務により出張する場合には、受給者の所属する単位PTAの所在地から用務地までの費用を対象とする。
- 第3条 費用弁償の算出は、次のとおりとする。
- (1) 受給者の所属する単位PTAの所在地から用務地までの距離を支給対象とし、1km当たり15円とする。また、用務地まで片道50km以上の距離がある場合に高速料金を支給する。または高速道路を利用することによって片道30分以上の時間短縮が見込まれると認められる場合に高速料金を支給することができる。
- (2) 受給者が、県外に出張する場合は、鉄道運賃は普通料金とし、最短距離により算出する。ただし、100kmを越える場合は、急行、特急、新幹線料金を支給する。また、時間効率を考慮し航空費を支給する。
- (3) 日当は、1,500円とする。
- (4) 用務により宿泊する場合は、主催者の提示する宿泊料を支給する。ただし、県外の場合は別に3,000円を加給する。

## 7 職員服務、給与及び退職等についての規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第12条第3項の規定に基づき、職員の服務、給与及び退職等について必要な事項を定める。
- 第2条 職員は規約、規程等に基づき、上司の命令に従い職務に専念し、事務の能率の向上に努めなければならない。
- 第3条 職員の勤務時間は、事務局長は週30時間、他の職員は週24時間とし、1日の勤務時間は午前9時から午後4時までとする。
- 第4条 休日は、土曜、日曜、祝祭日及び年末年始（12月28日～1月7日）とする。
- 第5条 会長は事務に支障のない範囲内で、その事由により有給休暇及び特別休暇を与えることができる。
- 第6条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。
- 第7条 事務局長の定年は、年齢70歳とする。
- 2 事務局員の定年は、年齢60歳とする。ただし、本人の希望により、1事業年度区切り更新で年齢70歳まで延長することができる。尚、健康面等に何らかの問題がある場合はその限りではない。
- 第8条 給与は基本給及び調整給とする。支給額及び支給率は理事会に諮ってこれを定める。
- 2 給与の定期昇給は事務局長を除き、55歳までとする。
- 3 通勤手当は宮城県人事委員会規則に準じて支給するものとする。
- 第9条 負傷又は病気のための休暇中の給与は、休職を命ぜられた月より3か月は休職前の10分の4とする。
- 第10条 職員の退職に当たっては、退職積立金より退職慰労金を支給する。
- 2 退職慰労金は次の式で計算する。ただし100円未満は切り上げとする。
- $$\text{退職金} = (\text{退職時の基本給}) \times \text{勤務年数}$$
- 第11条 この会の用務により出張する場合は、宮城県教育委員会旅費規程に準じて旅費を支給するものとする。詳しくは別に定める旅費細則による。

## 8 アドバイザー設置規程

- 第1条 この規程は、県P連が、要請に応じてアドバイザーを派遣し、PTAの組織の強化、活動の促進に寄与しようとするものである。
- 第2条 アドバイザーには、この会の会長及び副会長経験者が当たる。
- 2 アドバイザーの任期は2年とする。
- 第3条 アドバイスの領域は次のとおりとする。
- (1) PTAの組織運営、予算
  - (2) 家庭教育
  - (3) 成人教育
  - (4) 青少年健全育成
  - (5) PTA新聞づくり
  - (6) 地区セミナー

(7) その他

第4条 アドバイザーの派遣は、原則として、単位PTA及び郡市町村PTA連合会の主催事業とする。

第5条 アドバイザーは、原則として奉仕活動とする。

2 県P連は、費用弁償規程による旅費日当を負担する。ただし、宿泊を要する場合の宿泊費は、主催者において負担するものとする。

3 要請したPTAは、謝金 5,000 円を負担する。

## 9 慶弔に関する規程

第1条 県P連が行う慶弔については、この規程による。

第2条 単位PTA及び地区別連合体の記念式典等に招待された場合、正副会長会に諮って慶意を表す。

第3条 次のような場合は正副会長会に諮って弔意を表す。

(1) 歴代会長及び関係機関、関係団体の責任者が死亡した場合

(2) 本会の役職員の直系尊属が死亡した場合

第4条 この会の役員及び職員が長期入院の場合、正副会長会に諮って見舞いの仕方を決める。

第5条 その他、特別な事情がある場合、正副会長会に諮って決める。

## 10 基金管理に関する規程

第1条 この規程は、県P連規約第33条第2項に基づき、基金及びその運用に関する事項を定める。

第2条 基金は運営基金、事業補助基金、県P連財産・備品取得基金とする。

第3条 運営基金は、年度当初から予算の確定する代議員会までの暫定予算執行及びその他の事業執行を円滑に実施することを目的とする。

2 運営基金は、その目的により、本会計予算の支出に対する一時立替払いするものであり、本会計予算の収入が確保され次第、速やかに一時立替払い分を積戻しする。

第4条 事業補助基金は、安全互助事業等支出準備金や、その他の事業でやむを得ず不足金が生じる場合に充当するものとする。

2 事業補助基金の取り崩しまたは積み立ての場合は本会計予算または特別会計予算の会計処理を経て行うものとする。

第5条 県P連財産・備品取得基金は、事務所の維持・確保、備品等の取得が必要となった場合に充当するものとする。

2 県P連財産・備品取得基金の取り崩しまたは積み立ての場合は、本会計予算または特別会計予算の会計処理を経て行うものとする。

## 1 1 インターネット委員会規程

- 第1条 この会をインターネット委員会と称し、県P連調査広報委員会の所管とする。
- 第2条 県P連の目的達成のため、P T A活動に係る公正なインターネット情報を提供する。
- 第3条 この会の活動は、次のとおりとする。
- (1) 県P連ホームページの開設とその管理運営
  - (2) P T A活動のインターネット情報による情報交換の推進
- 第4条 インターネット委員会の委員は若干名とし、理事会に諮り会長がこれを委嘱する。
- 2 この委員会はインターネットに関する専門的知識を要することから、会員以外の委員も選出できることとする。
- 第5条 インターネット委員会の委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- 第6条 インターネット委員会には委員長1名、副委員長1名を置く。
- 2 委員長、副委員長は委員の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第7条 委員に対する費用弁償は、県P連の費用弁償に準ずる。
- 2 県P連の費用弁償規程に該当しない費用に対する費用弁償は、委員一人当たり年額 20,000円とする。

## 1 2 P T A研究大会開催規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第5条第3号に基づき、「P T A研究大会」の開催に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 この大会は、各大会毎に研究テーマを設けて、その研究テーマを追求する。
- 第3条 この大会の開催内容の指針は、次のとおりとする。
- (1) P T A活動について研究、研修をする。
  - (2) 教育に関する研究・研修又は教育情報に関する情報交換をする。
  - (3) 会員相互の親睦・交流を図る。
- 第4条 この大会の開催地は宮城県教育事務所単位における輪番制とし、「開催地輪番表」による。  
北部（令和4年度）⇒仙台（令和5年度）⇒東部（令和6年度）⇒大河原（令和7年度）  
⇒仙台I（令和8年度）⇒北部（令和9年度）⇒東部・気仙沼I（令和10年度）⇒  
仙台II（令和11年度）⇒東部・気仙沼II（令和12年度）⇒大河原（令和13年度）
- 第5条 この大会を運営するために、県P連並びに開催地P T Aにより実行委員会を設ける。
- 2 実行委員会は、この大会の主管となり、開催趣旨並びに開催内容の指針に基づきその企画・運営にあたる。
  - 3 実行委員会は、この大会の開催概要案を県P連理事会に示し、承認を得る。
  - 4 実行委員会は、この大会の終了後、県P連理事会に事業報告をする。
- 第6条 県P連と実行委員会は、連絡調整を密にし、共同してこの大会を運営する。
- 第7条 この大会経費は、県P連事業費並びに参加者負担金、その他収入をもって当てる。
- 第8条 この大会の事務は、県P連事務局並びに実行委員会事務局において行う。
- 2 事務負担については、事務分担表による。
- 第9条 この大会準備のために、開催地P T Aにより準備委員会を設けることができる。

- 2 県P連と準備委員会または開催地PTAは、十分に協議・調整を行い、実行委員会の設立にあたる。

### 1 3 宮城県PTA連合会ホームページ管理規程

第1条 この規程は、県P連が開設するホームページの管理、運営について必要な事項を定める。

第2条 この規程においてホームページとはインターネット ウェブサイト [miyagi-pta.gr.jp](http://miyagi-pta.gr.jp) ドメイン内で公開するすべての情報をいう。

- 2 この規程において情報提供者とは、県P連に関係する情報を持つ者または組織をいう。

第3条 県P連と会員相互の情報交換の場を提供すること、及び会員に対する情報提供を目的としてホームページを開設する。

第4条 ホームページの管理、運営における最高責任者は県P連会長とする。

第5条 ホームページの管理、運営における主管組織は調査広報委員会とする。

- 2 主管組織はホームページ管理、運営に関し日常的作業をインターネット委員会に委託することとする。

第6条 ホームページの基本的な構成は調査広報委員会、体裁、デザインはインターネット委員会が定める。

- 2 情報提供者はインターネット委員会に掲載を希望するデータを送付するものとする。

- 3 インターネット委員会委員は、データ掲載の可否を掲載基準に照らし判断し、速やかにホームページに掲載するものとする。

- 4 掲載された内容に関する文責は情報提供者が負うものとし、当該ページ内に文責者を記す。あきらかな誤字、脱字については、インターネット委員会で訂正することが出来る。

- 5 不要となったデータの取り扱いはインターネット委員会又は調査広報委員会が判断し削除することが出来る。

- 6 調査広報委員会は自ら積極的に情報収集につとめ、県P連関係者はホームページ運営に協力するものとする。

第7条 ホームページに掲載する情報は次に掲げる全ての事項を満たすものとし、疑義ある場合は調査広報委員会又は正副会長会が判断する。

- (1) 県P連及びホームページ開設の目的に反しないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 個人情報（住所、電話番号、生年月日など）が保護されていること。
- (4) 顔写真等については本人の同意があること。但し、スナップや集合写真を除く。

第8条 ホームページ内にリンクを張る場合は次に掲げる全ての事項を満たすものとし、疑義ある場合は調査広報委員会又は正副会長会が判断する。

- (1) 県P連及びホームページ開設の目的に反しないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 相手先サイトの承諾があること。

第9条 ホームページ内に掲示板を設置する場合、インターネット委員会は第7条の各項に準じた基準により責任を持って管理しなければならない。

## 1 4 安全互助事業規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第5条第6号の活動を行うために必要な事項を定める。
- 第2条 この事業の加入対象者は次のとおりとする。
- (1) 規約第6条に定める会員及び準会員
  - (2) 前項の代理人
  - (3) 小学校及び中学校、幼稚園に所属する会員並びに準会員の子（以下「学童」という）
- 2 この事業への加入及び負担金の納入については細則で定める。
- 第3条 この事業の内容は次のとおりとする。
- (1) 健康・安全教育と安全対策の推進
  - (2) 学童の学校管理下外における事故に対する補償
  - (3) 会員のPTA活動中における事故に対する補償
  - (4) PTA活動に伴う賠償責任に対する補償
  - (5) PTA活動への助成
- 第4条 この規程の第3条の事業を推進するため、規約第28条に基づく推進委員会を置く。
- 第5条 この事業の運営のために必要あるときは、安全互助事業特別委員会を置くことができる。
- 2 安全互助事業特別委員会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。
- 第6条 学童とPTA会員の支払対象となる傷害の範囲及び保険金額は保険会社と締結した約款による。
- 第7条 PTA活動に伴う賠償責任補償は、保険会社と契約して行う。
- 2 賠償責任の範囲と補償額は、保険会社と締結した約款により決定する。
- 第8条 この事業の経理は代議員会で決議した予算に基づいて行う。ただし、必要が生じた補正予算は理事会で承認を得なければならない。
- 第9条 この事業の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第10条 この事業を廃止するときは、理事会内に処理委員会を設置して審議し、その結果を代議員会に提案して、代議員会の議決を経なければならない。
- 第11条 この規程で定めることのほか、事業の運営上必要なときは、理事会の議決を経て細則を定めることができる。

## 1 5 代議員及び理事に関する規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第7条第4号及び第16条第2項に基づき、代議員並びに理事の定数等を定める。
- 第2条 理事の定数は、地区別連合体に加入している単位PTA数に応じ次のように定める
- (1) 1団体から30団体まで1名
  - (2) 31団体から50団体まで2名
  - (3) 51団体を超える場合3名
- 第3条 地区別連合体が、当該年度の理事を選出した場合は遅滞なく県P連に報告することとする。
- 第4条 代議員の定数は、地区別連合体に加入している単位PTA数及び会員数に応じ次のように定める。

- (1) 加入している単位P T A 数が 10 団体以内の場合は 1 名とし 10 団体を超える場合は、1 団体から 10 団体まで増すことに 1 名を加える。ただし 3 名を限度とする
  - (2) 加入している会員数が 3,000 人以内の場合は 1 名とし、3,000 人を超える場合は、1 人から 3,000 人増すごとに、1 名を加える。
- 2 地区別連合体における代議員は、地区別連合体を組織する小連合体（町 P T A 連合会等）から、1 名以上選出することとする。

## 付 則

（施行期間）

この規程は、昭和 23 年 5 月 15 日から施行する。

（規程内名称）

各規程内において「規約」とあるのは、宮城県 P T A 連合会規約とする。

各規程内における本会の名称は県 P 連とする。

## 改 正 沿 革

昭和 23 年	5 月 15 日	制定
平成 18 年	6 月 3 日	一部改正
平成 23 年	6 月 4 日	一部改正
平成 28 年	12 月 17 日	一部改正
平成 29 年	1 月 14 日	一部改正
平成 29 年	9 月 9 日	一部改正
平成 30 年	12 月 15 日	一部改正
令和 元 年	6 月 22 日	一部改正
令和 3 年	4 月 18 日	一部改正
令和 3 年	12 月 18 日	一部改正
令和 4 年	12 月 17 日	一部改正